

[事案 29-221] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-220] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肩の打撲や腱挫傷等により 2 か月以上入院したため、平成 24 年 3 月に契約した団体定期保険の入院給付金付災害割増特約にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 痛みがひどくて通院が困難であった。
- (2) 服の着脱ができない状態であった。
- (3) 腕の重さで肩が痛かったため、三角巾で吊っていた。
- (4) 便を拭くことができない状態であった。
- (5) ベッドから起き上がることができない状態であった。
- (6) 肩が痛くて寝ることができない状態であった。
- (7) 入院翌月までは歩行も困難であった。
- (8) 手術を検討していたが、術後 8 割はまた骨から外れると言われ断念した。

<保険会社の主張>

カルテ・看護記録、検査結果等にもとづき判断した結果、入院中の申立人の症状や受けた治療内容、日常生活動作は全て自力で可能なものであり、通院治療でも十分可能であったので、約款に定める「入院」にあてはまらないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は入院中、自宅等での治療が困難であったものとはいえ、本入院は約款に定める「入院」に該当しないことから、入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。